

## 厚生労働省 「福祉用具サービス計画作成のガイドライン」公表

厚生労働省は4月14日、福祉用具サービス計画作成のためのガイドラインを作成し、都道府県や市町村などの関係部局に通知しました。ガイドラインは同省の助成を受けて、(一社)全国福祉用具専門相談員協会(略称=ふくせん、岩元文雄理事長)が取りまとめたものです。サービス計画作成の指針として、適切なサービス計画作成や支援経過の把握・分析・評価の標準化を図り、質の高い福祉用具サービスの提供を目指しています。同省では今後、福祉用具貸与事業者や居宅介護支援事業所の研修などで、ガイドラインの積極的な活用を促進していく予定です。

ガイドラインの内容は、計画書を作成するための考え方や留意点、適切なモニタリング方法など。例えばアセスメントでは収集・分析すべき情報とその情報収集の方法まで、詳しく記されており実践的な内容となっています。「利用者、家族との面談や住環境の調査はケアマネジャーと同行して行うことが望まれる」など、ケアマネジャーとの連携の重要性も強調されています。

さらにサービス計画の目標達成の期間について、「目標達成の期間は、ケアプランとの連続性の観点から、ケアプラン第2表の短期目標の目標期間に相当するものと考えられる」と、事実上“3カ月”程度との見解が示されました。そのほか利用者の退院時カンファレンスに参加することで、入院時のリハビリテーションを踏まえた用具選定や、医療機関のOT・PTらとの連携も図れるようになるとしています。

また同協会が作成した計画書・モニタリングシートの様式、いわゆる「ふくせん様式」もガイドライン作成に併せて一部見直されました。

具体的には…

- ①身体状況・ADLに関する項目に「屋内歩行」「屋外歩行」「食事」「更衣」「視覚・聴覚」を追加し、「寝返り」「起き上がり」「立ち上がり」には“一部介助”を追加し、選択段階を3段階から4段階に細分化
- ②アセスメントでは、利用者の意欲・意向の把握が重要であることから、これまで「介護環境」に含んでいた「利用者の気持ち(意欲・意向)」「今困っていること(福祉用具で期待すること等)」を「意欲・意向」として独立項目に変更
- ③複数ある課題やニーズを区別しやすいよう、「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」と「福祉用具利用目標」欄を分割
- ④利用目標と目標達成度の関連性が分かりやすいよう「福祉用具利用目標」欄の横に「目標達成度」欄を配置。また福祉用具サービス計画書(利用計画)で記載した利用目標ごとに目標達成度が記載できるように、「福祉用具利用目標」欄と「目標達成度」欄を4つに分割
- ⑤種目ごとに今後の方針が記載できるよう「今後の方針」欄を追加——など。

これまで標準的な計画書様式等がないため、職能団体である福祉用具専門相談員協会が作成した「ふくせん様式」が推奨されてきましたが、このほど厚生労働省の助成事業としてガイドラインが策定されたことで、その内容に準拠した様式についても、さらに位置づけが高まったといえます。

2015年度の次期介護保険制度改定では、今回のガイドラインが、何らかの制度的位置付けが付与されることも考えられます。ガイドラインは、ふくせんホームページにて公開中です。